

第13章 路線の適正な管理

目 次

第13章 路線の適正な管理

13-1 基本目標	13-1
13-2 主な取組	13-1
13-3 推進組織	13-2
13-4 その他	13-2

第13章 路線の適正な管理

バイパス建設に伴う重複管理の解消に関する方針

バイパス供用後においても、県がバイパスと従前の道路（以下、「従前道路」という。）を重複管理（以下、「ダブルウェイ」という。）している区間が数多く存在している。

こうしたダブルウェイは管理費の問題のみならず、国道、県道、市町村道の適正な役割分担の観点や利用者に対するわかりやすさの観点からも好ましくない。

そこで、市町村への移管をすみやかに進めると共に、今後、新たにダブルウェイ区間が生じないようにするためにこの方針を定める。

13-1 基本目標

基本目標を次のとおり定める。

1. バイパス供用済み箇所（以下、「供用済み箇所」という。）の従前道路については、すみやかに市町村への移管を進める。
2. 新規のバイパス建設予定箇所（以下、「新規予定箇所」という。）の現道については、事業着手前に市町村と十分調整し、バイパス供用と同時に市町村に移管する。
3. バイパス建設中箇所（以下、「建設中箇所」という。）の現道については、バイパス供用と同時に市町村に移管する。

13-2 主な取組

上記の「基本目標」を達成するため、各課所は以下の取組を実施する。

1. 県土整備政策課は、ダブルウェイ解消に係る事務の総括を行う。
2. 道路街路課は、新規予定箇所及び建設中箇所について、新たなダブルウェイを発生させないよう進捗管理を行う。また、供用済み箇所の従前道路について、すみやかな市町村への移管に向けて進捗管理を行う。
3. 県土整備事務所（以下、「事務所」という）は、次のとおり市町村と移管に関する協議を行う。なお、協議方法は、事務所において適切なものを選択して行う。

（例：個別路線毎、当該市町村の全路線について一括、管内の市町村を集めて調整）

 - (1) 新規予定箇所については、次の手順に従って事業着手（用地買収に関する説明会を開催）する。
 - ・バイパス建設に先がけて、供用後のあるべき道路網について検討し、道路関係課（道路街路課・県土整備政策課・道路環境課）と新道協議を行う。
 - ・路線測量に先がけて行う事業説明会までに、現道の存する市町村と移管に関する基本事項を定めた「覚書」を交換する。
 - ・覚書に基づき、現道の市町村道としての路線認定及び区域決定（以下、「路線認定等」という。）を確認し、事業着手する。
 - ・事業着手するにあたり、予めダブルウェイ解消部会の了承を得る。
 - (2) 建設中箇所については、移管進捗カルテ（以下、「カルテ」という）を作成した上で、これに基づき、すみやかに市町村と現道の路線認定等の協議を進める。
 - (3) 供用済み箇所については、カルテを作成した上で、これに基づき、すみやかに市町村への移管を進める。
4. 道路関係課及び事務所は、様々な機会を捉えて市町村に対してバイパス整備に伴う現道の移管に関する県の方針を周知すると共に、市町村管内の供用済み箇所の従前道路の移管を要請する。

13-3 推進組織

13-1の「基本目標」を実現するため推進組織を設置する。

上記の「基本目標」を達成するため、各課所は以下の取組を実施する。

1. 県土整備政策課は、ダブルウェイ解消に係る事務の総括を行う。
2. 道路街路課は、新規予定箇所及び建設中箇所について、新たなダブルウェイを発生させないよう進捗管理を行う。また、供用済み箇所の従前道路について、すみやかな市町村への移管に向けて進捗管理を行う。
3. 県土整備事務所（以下、「事務所」という）は、次のとおり市町村と移管に関する協議を行う。なお、協議方法は、事務所において適切なものを選択して行う。

（例：個別路線毎、当該市町村の全路線について一括、管内の市町村を集めて調整）

 - (1) 新規予定箇所については、次の手順に従って事業着手（用地買収に関する説明会を開催）する。
 - ・バイパス建設に先がけて、供用後のあるべき道路網について検討し、道路関係課（道路街路課・県土整備政策課・道路環境課）と新道協議を行う。
 - ・路線測量に先がけて行う事業説明会までに、現道の存する市町村と移管に関する基本事項を定めた「覚書」を交換する。
 - ・覚書に基づき、現道の市町村道としての路線認定及び区域決定（以下、「路線認定等」という。）を確認し、事業着手する。
 - ・事業着手するにあたり、予めダブルウェイ解消部会の了承を得る。
 - (2) 建設中箇所については、移管進捗カルテ（以下、「カルテ」という）を作成した上で、これに基づき、すみやかに市町村と現道の路線認定等の協議を進める。
 - (3) 供用済み箇所については、カルテを作成した上で、これに基づき、すみやかに市町村への移管を進めること。
4. 道路関係課及び事務所は、様々な機会を捉えて市町村に対してバイパス整備に伴う現道の移管に関する県の方針を周知すると共に、市町村管内の供用済み箇所の従前道路の移管を要請する。

13-4 その他

そのほか移管に関する事務処理を円滑に進めるため別途事務処理要領を定める。

<参考資料>

○ 推進組織の相関について

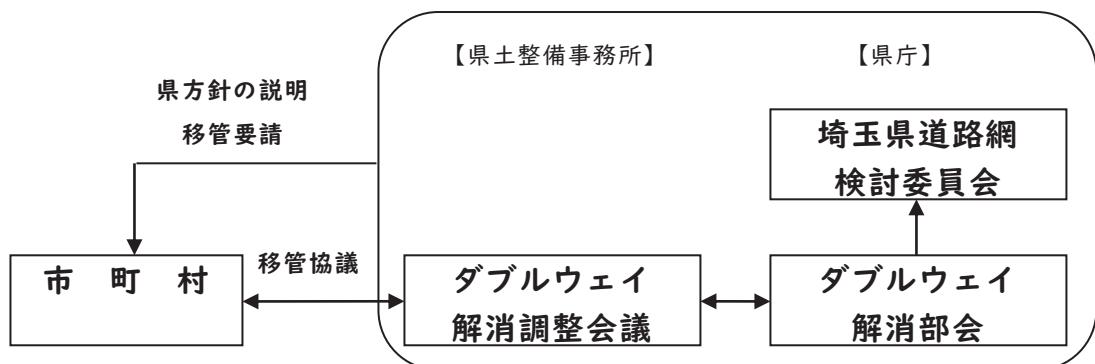
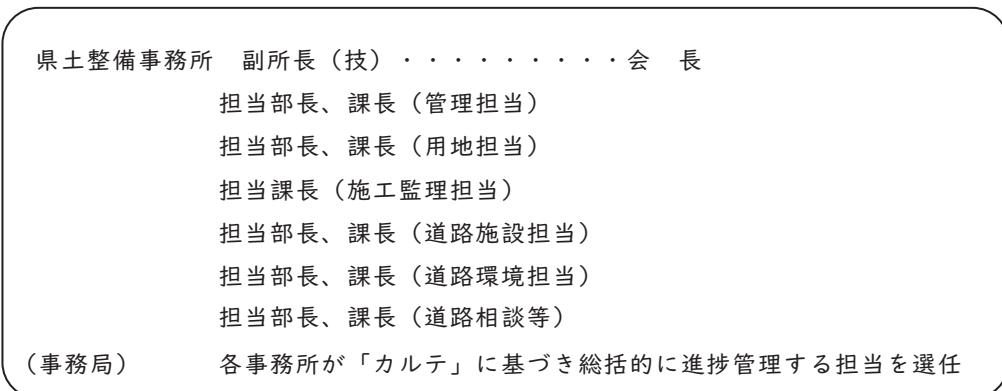


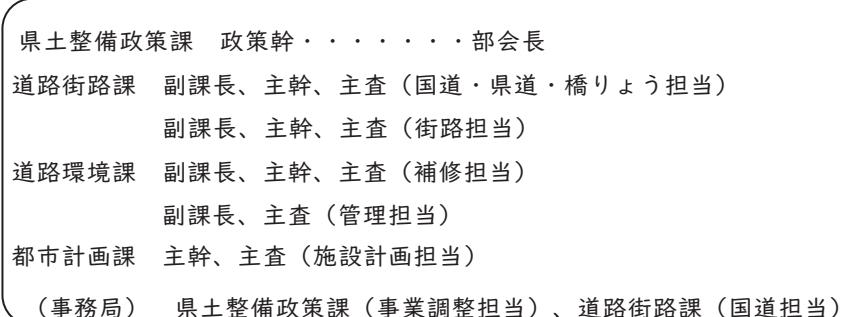
図13-1 推進組織相関図

○ 推進組織の構成員について

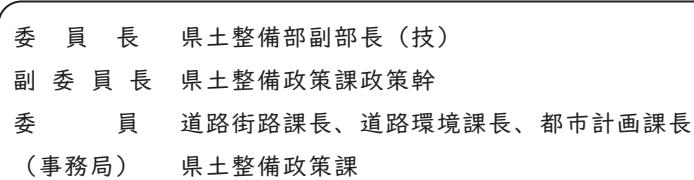
・「ダブルウェイ解消調整会議」構成員



・「ダブルウェイ解消部会」構成員



・「埼玉県道路網検討委員会」構成員



○ 事務分担について

このことについて、各担当が協力して進めるものであるが、県庁及び県土整備事務所の各担当が事務分担を明確にし、円滑に事務が進めるものとする。

県土整備事務所

※事務所内の事務分掌により、所管する担当が変更となる場合は適宜対応願います。

- | | |
|--------|--|
| 管理担当 | <ul style="list-style-type: none"> ・道路の区域変更、供用開始 ・道路占用台帳に係る引継ぎ ・道路台帳に係る引継ぎ ・境界不調箇所の確認、処理及び引継ぎ等 |
| 用地担当 | <ul style="list-style-type: none"> ・用地買収 ・道路敷内未登記用地の確認、処理及び引継ぎ ・廃道敷の払い下げ等 |
| 道路環境担当 | <ul style="list-style-type: none"> ・道路照明灯台帳に係る引継ぎ |
| もしくは | <ul style="list-style-type: none"> ・道路標識台帳に係る引継ぎ |
| 道路相談担当 | <ul style="list-style-type: none"> ・橋梁台帳に係る引継ぎ等 |
| 道路改築担当 | <ul style="list-style-type: none"> ・移管条件工事、道路台帳補正委託に係る発注 ・亡失した境界杭の復元 ・毎年度行う進行管理等に関する資料作成等 |

県 庁

- | | |
|----------------|---|
| 県土整備政策課 | <ul style="list-style-type: none"> ・道路網検討委員会、ダブルウェイ解消部会の事務局 ・ダブルウェイ解消に係る事務の総括 |
| 道路街路課
(事業課) | <ul style="list-style-type: none"> ・道路台帳、移管条件工事の予算確保 ・事務所の道路施設担当との調整 ・新規予定箇所及びバイパス事業中箇所について
新たなダブルウェイを発生させない進捗管理 |
| 道路環境課 | <ul style="list-style-type: none"> ・事務所の管理担当及び道路環境担当との調整 ・従前道路における維持管理工事の予算確保
(必要に応じ) |

○「移管進捗カルテ」について

旧道移管を進めるにあたり、移管協議が難航し進捗が見込めない箇所や、新たなダブルウェイが発生するなどの課題が生じている。

このため、各県土整備事務所が、今までの旧道移管進捗を踏まえ、路線ごとに各担当が抱える課題を整理するとともに、その対応方針を具体的にとりまとめた調書を指す。

なお、本カルテは道路3課と各事務所間で情報共有を図るべく、閲覧・加筆修正可能となっている。

新道建設に伴う区域決定（変更）、現道の取り扱いに関する事務処理要領

（目的）

第1条 この要領は、県が施行する道路の新設及びバイパス建設（以下、「新道建設」という。）に伴う道路区域決定（変更を含む。）並びに現道の取り扱いの手続き及び方法について定めることを目的とする。

（路線の経路及び区域等の取扱い）

第2条 路線の経路及び区域等の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 路線は、起点から終点までの全区間において、単一の経路としなければならない。ただし、バイパスを建設する場合には、新道が供用開始されるまでの間、この限りでない。

(2) 側道は、立体交差する路線間を結ぶために設置したものに限り、路線の区域に含めるものとする。

（市町村への移管）

第3条 次に掲げる道路の部分（以下「現道等」という。）は、市町村に移管する。

- (1) 新道に対する現道
- (2) 鉄道等との立体交差の副道
- (3) その他市町村に移管する道路

（新道供用後の道路網の調整） フロー図1,2,3

第4条 県土整備事務所長（以下「所長」という。）は、新道を建設しようとするときは、道路の適正な管理の観点から道路街路課長に、新道供用後の道路網の調整を要請するものとする。

- 2 道路街路課長は、前項の要請を受けたときは、すみやかに調整を行うものとする。
- 3 調整に係る事項は、次のとおりとする。
 - (1) 新道供用後、県が管理すべき路線の区間
 - (2) 市町村に移管すべき区間
 - (3) その他確認すべき事項
- 4 道路街路課長は、前項の調整が完了した際には速やかに所長に報告するものとする。
- 5 所長は、前項の報告内容に基づき、現道の移管に関する当該市町村の意向を調整するものとする。

（新道協議の手続き） フロー図4,5,6,7,8,9

第5条 所長は、調整の結果に基づき、供用後において新たに県が 管理すべき路線の区間及び市町村に移管すべき路線の区間を明らかにした道路網再編計画（以下、「道路網再編計画」という。）案を作成し、道路街路課長に提出するものとする。

- 2 道路街路課長は、前項による道路網再編計画案の提出があったときは、道路環境課長に協議するものとする。なおその際、県土整備政策課政策幹に合議する。
- 3 道路街路課長は、前項の協議を経て、道路網再編計画を決定し、所長に送付するものとする。

（覚書の交換） フロー図10,11 ※覚書（標準案）

第6条 所長は、道路網再編計画の送付を受けた後、すみやかに現道等の移管について、関係市町村に協議し、路線測量のための事業説明会までに覚書を交換するものとする。

- 2 前条に規定する覚書で定める事項は、次のとおりとする。
 - (1) 新道及び現道等の対象区間にに関する事項
 - (2) 市町村道認定等に関する事項
 - (3) 台帳等の引継ぎに関する事項

- (4) 現道の修繕等に関する事項
- (5) 未登記等の処理に関する事項
- (6) その他必要な事項

(事業着手) フロー図12,13,14

第7条 所長は、覚書に基づき、現道等の市町村道認定及び道路区域の決定を確認した後に事業着手（用地買収に関する説明会を実施）する。

- 2 前項の事業着手については、ダブルウェイ解消部会の了承を得るものとする。
- 3 所長は、新道の用地買収までに道路区域を決定（変更）し、公示するものとする。

(現道等の修繕等) フロー図16

第8条 現道等は、原則として現状有姿で移管するものとする。ただし、市町村の管理水準に照らして、必要最小限の修繕はできるものとする。

- 2 前項によるよらない場合は、道路街路課と別途に協議を行うものとする。

(予算措置) フロー図15

第9条 道路街路課長は、現道等の修繕等に要する予算を措置するものとする。

(その他)

第10条 この要領の事務処理フロー及び留意事項は、別添のとおりとする。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成18年8月9日から施行する。
この要領は、平成19年3月30日から施行する。
この要領は、平成24年3月30日から施行する。
この要領は、令和2年3月4日から施行する。

(新道建設に着手している路線の取扱)

- 2 この要領を施行する前に新道建設に着手（用地買収に関する説明会を実施）している路線については、この要領を準用する。ただし、第5条及び第6条の事務処理については、すみやかに行い、新道の供用開始と同時に現道等を市町村に移管するものとする。

(現道等の移管が未了路線の取扱)

- 3 新道が供用済みで現道等の移管が未了の路線については、この要領を準用する。ただし、第5条及び第6条の事務処理については、すみやかに行い、現道等の移管計画を作成し、市町村への移管を進めるものとする。

(旧要領の廃止)

- 4 「路線の適正な管理のための事務処理要領」（昭和58年3月28日通達道維持第1894号土木部長、住宅都市部長通達）は廃止する。

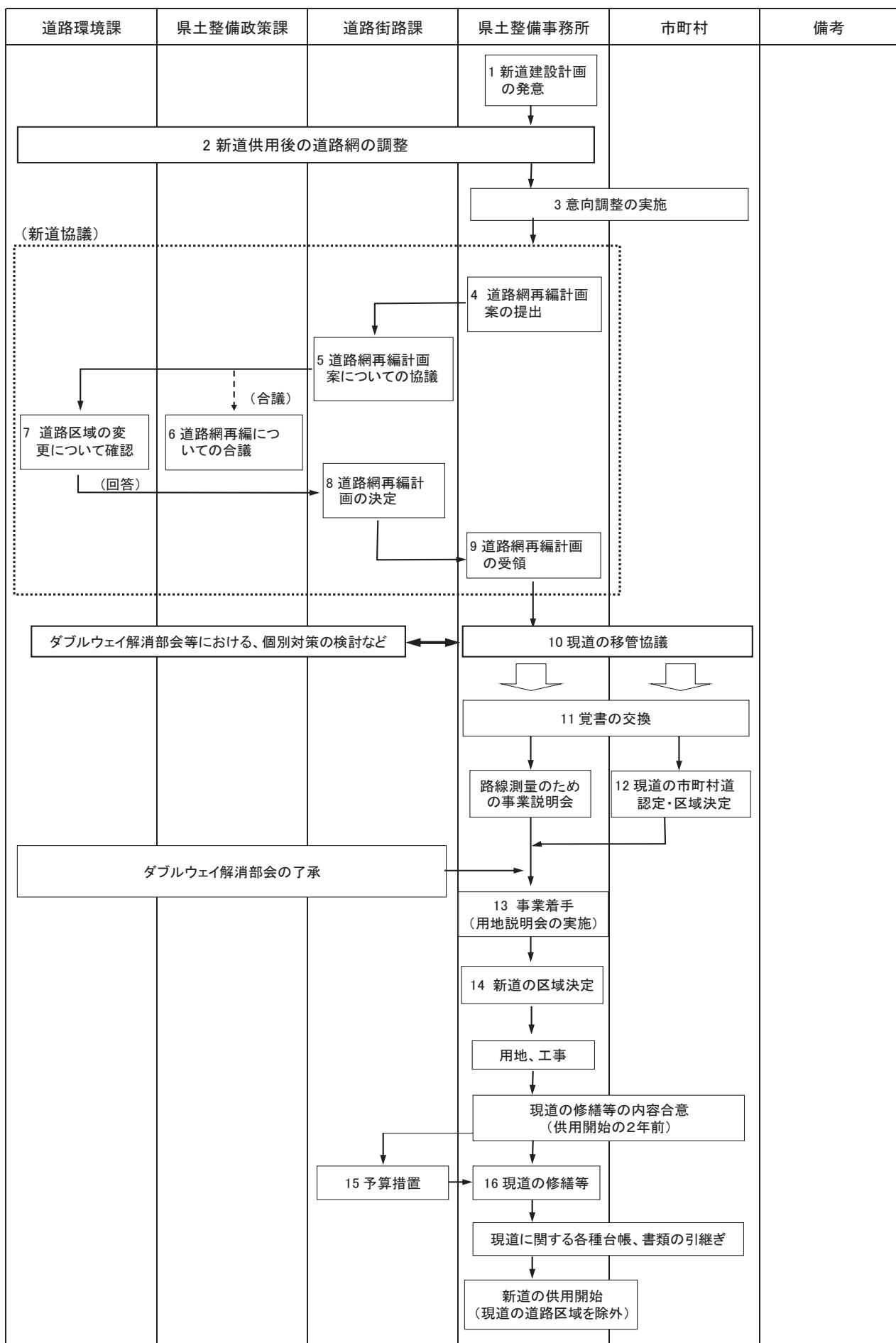


図13-2 フロー図

「新道建設に伴う区域決定（変更）、現道の取り扱いに関する事務処理要領」留意事項

I BPの一部を県道として供用する場合の対応（例）

- 全工区完成後の移管ではなく、各工区の供用毎に現道の一部を移管する。

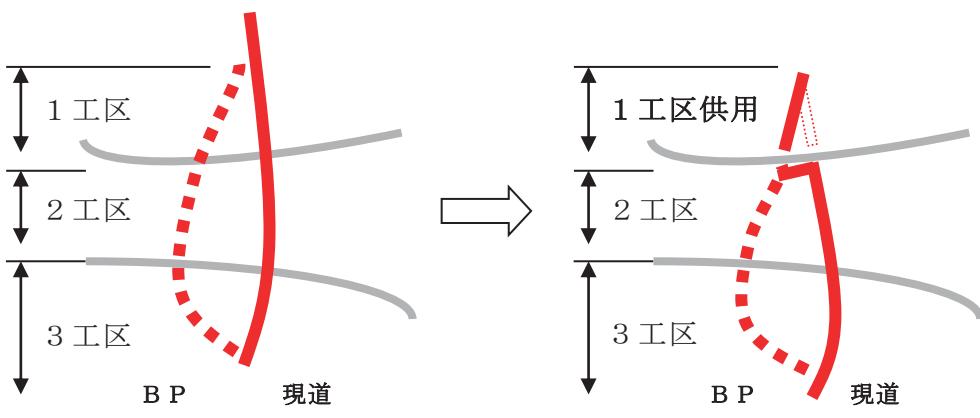


図13-3 BPの一部を県道として供用する場合

2 現道が2市町村にまたがり、その内的一方と移管協議が難航している場合の対応（例）

- 移管に向け少しでも事務を進めるため、BP町の町道認定を待つことなく、A市に先行認定するよう協議する。

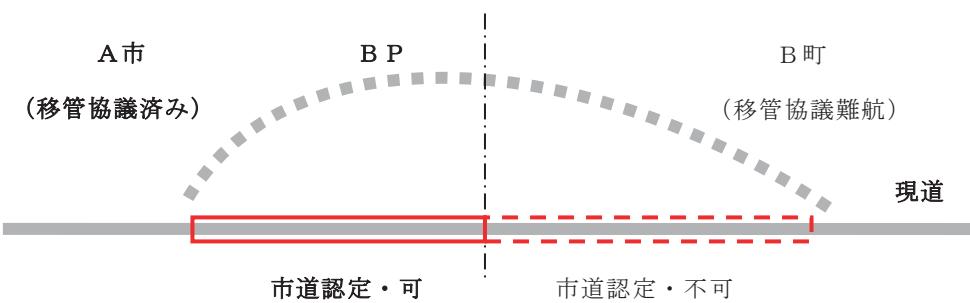


図13-4 現道が2市町村にまたがる場合

3 現道の橋梁耐震補強について

- 予算上の制約もあるため、道路街路課、道路環境課と別途協議する。

現道等の引き継ぎに関する覚書（標準案）

埼玉県（以下「甲」という。）と〇〇市（町・村）（以下「乙」という。）は、〇市（町・村）〇〇地内の県道〇〇線の新道建設に伴う現道等の引き継ぎに関し、次のとおり覚書を交換する。

（対象区間等）

第1条 甲が新道として建設する区間は、別図1に示すとおり。

起点 〇〇市（町・村）大字〇〇番先から

終点 〇〇市（町・村）大字〇〇番先まで

2 乙の引き継ぐ現道等（以下「現道等」という。）は、別図2に示すとおり。

起点 〇〇市（町・村）大字〇〇番先から

終点 〇〇市（町・村）大字〇〇番先まで（延長約〇〇〇m）

（市町村道認定等に関する事項）

第2条 甲は乙に対し、事業着手（用地説明会の実施）する予定年度を明示し、現道等の市町村道認定及び道路区域の決定の依頼をするものとする。

2 乙は、前項の依頼を受け、甲が事業着手する前年度末までに、現道等について

市町村道認定を行うとともに、道路区域の決定をし、その公示を行うものとする。

（台帳等の引き継ぎ）

第3条 甲は、新道の供用開始までに現道等に関する次の書類を乙に引き渡すものとする。

- (1) 道路台帳
- (2) 照明灯台帳
- (3) 標識台帳
- (4) 占用台帳
- (5) 橋梁台帳
- (6) その他必要な書類

2 甲は新道の供用開始に合わせ、現道等を道路区域から除外する区域変更をし、その公示を行う。

（現道の修繕等）

第4条 現道等は、現状有姿で引き継ぐことを原則とする。ただし、市町村の管理水準に照らして、必要最小限の修繕はできるものとする。なお、その修繕は、新道の供用開始までに完了させておくものとする。

2 前項の修繕の内容については、新道の供用開始の2年前までに甲乙立ち会いのもと定めるものとする。

（未登記等の処理）

第5条 未登記等のため現在民有名義となっている現道敷地については、現状のまま引き継ぐこととする。ただし、甲は、引き継ぐまでにその解決に努めるものとする。また、甲は、引継ぎ後当該物件で境界紛争等土地問題が生じた場合は、問題解決に必要な調査等の協力をを行うものとする。

（その他）

第6条 この覚書に定めのない事項または疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この覚書を証するための本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 埼玉県〇〇県土整備事務所長 〇〇〇〇 印

乙 〇〇（市・町・村）長 〇〇〇〇 印

様式

○整第〇〇号
令和〇年〇月〇日

道路街路課長 様

〇〇県土整備事務所長

道路網再編計画案の提出について

〇〇線の新たに整備する区間について、下記のとおり道路網再編計画（案）を提出します。

記

- 1.新道供用後に県が管理すべき路線の区間
- 2.市町村に移管すべき区間
- 3.現道の移管に関する当該市町村の意向
- 4.その他確認すべき事項

担当：〇〇
電話：〇〇

様式

○整第〇〇号
令和〇年〇月〇日

(市・町・村) 長 様

〇〇県土整備事務所長

〇〇線の旧道等の (市・町・村) 道引継ぎについて (協議)

別紙引継区間調書の区間を市道として引き渡したく協議します。
なお、回答については別紙2の市町村道引受条件等の調書に必要事項を記入
し、ご回答下さい。

担当 : 〇〇
電話 : 〇〇